

給与差押可能額 計算表

① 給料等の月額			
② 国税徴収法第76条 第1項に定める差押禁止額	1号	給料等から差し引いている源泉所得税額	
	2号	給料等から差し引いている地方税額	
	3号	給料等から差し引いている社会保険料等の額	
	4号	滞納者を含む家族数に対する金額 (107,000円 + 48,000円 × 生計を一にする親族数)	
	5号	{① - (1号 + 2号 + 3号 + 4号の金額)} × 0.2 ※但し(4号の金額 × 2)の金額を限度とする。	
	合計	1号 + 2号 + 3号 + 4号 + 5号の金額	
③ 差押(可能)金額(① - ②欄の合計金額)			

* 4号 滞納者について107,000円と生計を一にする扶養親族1人につき48,000円を加算した金額。

* ①給料等の月額は、千円未満の端数は切り捨てます。

* ②差押禁止額の、1・2・3・5号は千円未満の端数は切り上げます。